

1 業務概要

(1) 件名

8-12 つくば市一時預かり等空き情報管理システム導入・運用保守業務委託

(2) 業務目的

一時預かり、病児保育事業を利用するにあたっては、利用者自身が施設の空き状況を問い合わせ、申し込みを行っている。空きが見つかるまで複数施設に連絡するケースもあり、利用者の大きな負担となっている。併せて、保育施設にとっても電話等による照会対応に係る大きな事務負担となっている現状がある。

一時預かり及び病児保育を市民がより利用しやすい事業とするため、各施設の空き情報について、事業を実施している施設が自ら更新し、それをつくば市公式ウェブサイトで公開することで、市民の利便性向上及び施設の負担軽減を図る。

(3) 定義

用語	説明
システム利用者 実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業のうち一般型の一時預かりについて、同法第34条の12第1項の規定に基づいた届出を行い、事業を実施する者 ・ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型の病児保育について、同法第34条の18第1項の規定に基づいた届出を行い、事業を実施する者
システム管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての機能の操作権限を有し、管理・運営する者 (つくば市こども・保健部幼児保育課職員)
一般利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開されている施設の空き情報を見て、サービスを利用する市民

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

(5) ウェブシステム概要

「システム要件一覧表」で述べる機能を有するウェブシステムを稼働させるウェブサーバに構築し、実施施設、システム管理者（本市職員）、一般利用者が、インターネットを通じてサーバにアクセスし利用できるように設定を行うこと。

各対象者についてシステムに求める要件の概要は以下のとおりとする。

① システム利用者機能

ログイン認証を経たうえで、サーバにアクセスし、直近の空き情報などを更新できるほか、市が案内する情報の確認、市が求める報告書等のファイルをアップロード可能とする。

② システム管理者機能

ログイン認証を経たうえで、システム全体の管理が行え、実施施設への案内通知や、文書ファイルの一斉送信、実施施設からの報告書等のファイルの受領を可能とする。

③ 一般利用者機能

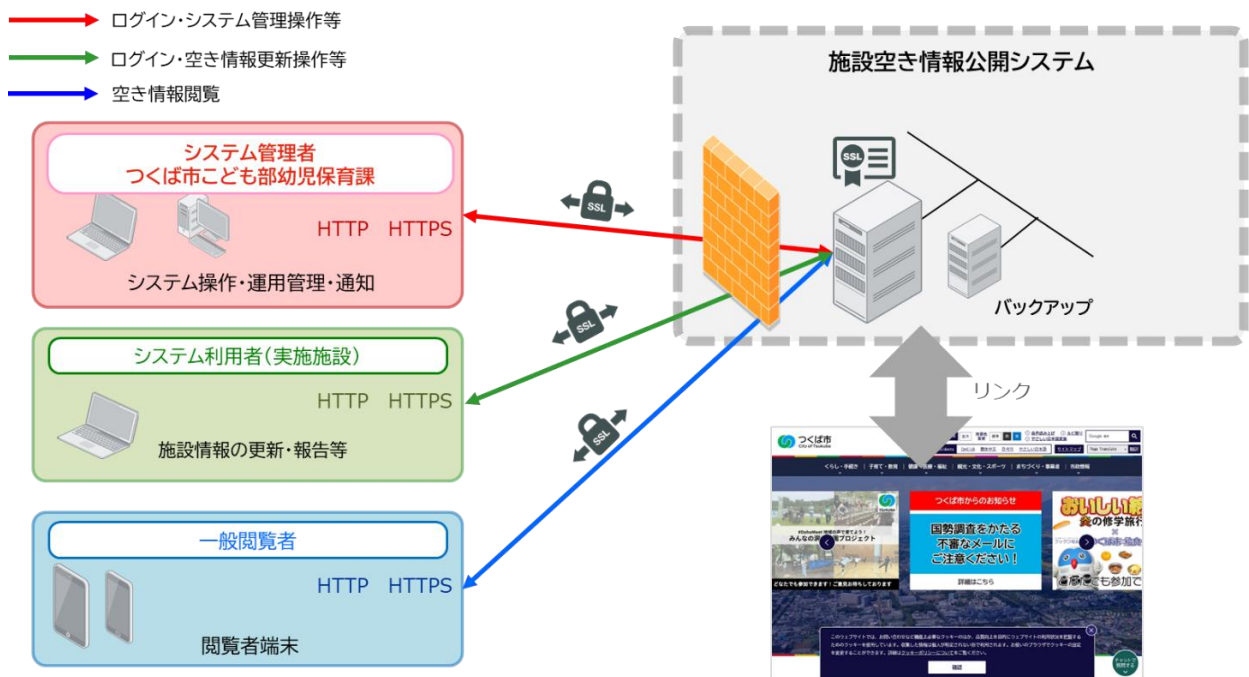
つくば市公式ウェブサイトから誘導するホームページ上で施設の空き情報が閲覧可能とする。

なお、システム構築・サービス開始までの業務全体のスケジュールを作成管理し遅滞なく進めること。稼働後のシステム保守および運用サポートを行うこと。

(6) 場所

つくば市役所 こども・保健部幼児保育課

(7) システム化の範囲 (太枠点線内)



(8) 委託内容

① ウェブページのデザイン

本市の子育て支援事業に関する取組を市民等に簡潔明瞭に伝えることができるよう、つくば市保育施設空き情報ウェブページのデザインを行うこと。また、利用者が、目的の情報に容易にたどり着けるよう整理されたレイアウトとすること。なお、タブレットやスマートフォンからの閲覧利用が多いことを考慮すること。

② ウェブシステムの構築

クラウド IaaS サービスを利用してウェブシステムを構築するとともに、システム管理者及びシステム利用者が容易に施設の情報を更新するために必要な環境を整備すること。情報の更新についてはユーザー ID、パスワードによる認証を経たうえで、更新が行えるよう構築すること。

③ 施設情報等の初期・登録

提供する文字原稿および画像等に基づき、市民等に効果的に情報を伝えられるよう、初期設定を行うこと。

④ ウェブシステムの運用保守

ウェブシステムの運用開始以降から契約期間終了までの間、ウェブサイトを安定かつ安全に運用するために必要な運用保守業務を実施すること。

⑤ その他

その他、システムによる情報公開、システム利用するために必要な業務はすべて本委託に含めるものとする。

(9) 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は以下のとおりとする。

成果物	内容	納入時期
実施計画書	プロジェクトの実施体制、実施内容、スケジュール、進捗や課題管理方法等を実施計画としてまとめたもの。	契約後、業務開始前
基本設計書 (要件定義書)	仕様書等の要求事項を実現するために、システムに要求される内容を整理し、技術的観点からまとめたもの。	詳細設計前
詳細設計書	安定したサービス提供環境となるサーバ・ネットワーク及びセキュリティ設定や、要件定義書に記載された内容実現するために、実装すべき機能や画面、操作や入出力に関する事項、保管されるデータの概要等、基礎的な事項をまとめたもの。	開発前
テスト結果報告書	実施したテストの結果をまとめたもの。	テスト終了後
ソフトウェア	クラウド IaaS 環境に構築され、本市職員による動作確認による検査	納品時
操作手順書及び 運用手順書	システムの操作方法（システム利用者及びシステム管理者用）をまとめたもの。	納品時

成果物は紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で各 1 部、本市が指定する場所に納入すること。

(10) 実施スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロジェクト実施計画作成	■					
要件定義	■	■				
ウェブサイトのデザイン		■	■			
ウェブサイトの構築		■	■	■		
コンテンツの作成・登録				■		
ウェブサイトのテスト				■		
ウェブサイトの公開					■	
運用保守					■	■

2 システム要件

(1) 機能要件

以下のウェブサイト利用に関する要件及び機能を実現すること。

【一般利用者機能】(実施施設の空き情報公開機能)

No	機能分類	機能名	説明
1	公開機能	事業内容紹介	保育施設の概要および簡単な案内文を閲覧できること。
2	公開機能	各実施施設の 情報表示	施設名やロゴ画像、施設ホームページへのリンクや利用する際の注意事項などが確認できること。
3	公開機能	空き情報閲覧	パソコンからの閲覧だけでなく、スマートフォンやタブレット等の端末からの閲覧でも最適な表示画面を提供できること。
4	公開機能	空き情報閲覧	各施設の部屋ごとの空き情報を確認できること。
5	公開機能	空き情報閲覧	各施設の空き状況は、当日分、翌日分と、未来の状況も確認できること。
6	公開機能	空き情報閲覧	各実施施設の最終情報更新日が自動表示されており、情報の鮮度が確認できること。
7	公開機能	空き情報閲覧	各施設の休日等を表示できること。
8	公開機能	空き情報閲覧	空き情報を公開する施設数に制限がないこと。
9	公開機能	デザイン	つくば市ウェブアクセシビリティ方針に則り「JIS X8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部:ウェブコンテンツ」の達成レベルAAに準拠すること。

【システム管理者機能】

No	機能分類	機能名	説明
1	基本機能	アクセス制御	システム管理ユーザーIDとパスワードの認証後に公開情報を更新できるウェブアプリケーションとして実装し構築すること。
2	管理機能	実施施設管理	空き状況を公開する施設情報の新規登録、修正、削除が行えること。また登録できる実施施設数に制限がないこと。
3	管理機能	実施施設情報管理	各施設の空き情報表示エリアでは、施設名やロゴ画像、ホームページへの

			リンクや注意事項のほか、施設区分や住所、利用時間などを編集・管理できること。
4	管理機能	実施施設部屋情報管理	実施施設の部屋情報（部屋名、定員など）を管理（新規登録、修正、削除）できること。なお登録できる部屋数に制限が無いこと。
5	管理機能	ユーザー情報管理	実施施設担当ユーザーの新規登録、修正、削除が行えること。また登録できるユーザー数に制限がないこと。
6	管理機能	ユーザー情報管理	施設担当ユーザーに対して、ユーザー名、ログインID、パスワード、担当施設情報の管理を行えること。
7	管理機能	空き情報公開ページ編集	本事業に関する概要や案内文をメンテナンスできること。
8	通知機能	システム担当者向け通知・連絡	実施施設担当ユーザーに対してお知らせを掲示できる機能を有すること。（お知らせの掲示、修正、削除など）
9	通知機能	実施施設担当者向け通知・連絡	お知らせ・通知については、時系列等で管理でき、件名と本文のほか、ファイルの添付が可能であること。
10	ファイル送信機能	文書ファイルの配布	施設に対するファイルの一斉配布、個別配布ができること。
11	ファイル送信機能	利用状況報告書受取	各施設担当ユーザーからアップロードされる月次報告書などのファイルを受領できること。
12	管理機能	パスワード変更	全ての実施施設システム利用者及びシステム管理者のパスワードを変更できること。
13	管理機能	操作ログ確認	実施施設システム利用者及びシステム管理者が操作したログを確認、抽出できること

【実施施設システム利用者機能】

No	機能分類	機能名	説明
1	基本機能	アクセス制御	システム管理ユーザーIDとパスワードの認証後に公開情報を更新できるウェブアプリケーションとして実装し構築すること。
2	施設担当者機能	施設情報管理	ログイン後のメニュー画面より、自身が所属する実施施設情報に対する各操作（情報更新など）が行えること。
3	施設担当者機能	施設情報管理	公開ページに掲載する自身の施設情報（施設名やロゴ画像、ホームページへのリンクや注意事項）を登録・更新できること。
4	施設担当者機能	施設情報管理	担当する施設の休業日をメンテナンスできること。（休業日をカレンダーより選択して登録、解除できること。） また、最長12か月先まで登録できること。
5	施設担当者機能	市からの通知連絡確認	システム管理者からののお知らせはログイン直後のメインメニュー画面に表示されること。
6	施設担当者機能	市からの通知（アーカイブ）	システム管理者からののお知らせは過去分についても別途一覧画面から確認できること。
7	施設担当者機能	空き情報更新	担当施設の空き状況を更新できること
8	施設担当者機能	空き情報更新	空き状況は、病児・病後児保育については、当日及び翌営業日の表示、一時預かりについては、当日から1週間以上先の営業日について、表示がで

			きること。
9	施設担当者機能	空き情報更新	空き状況については日毎に登録が行え、部屋毎の空き状況（○、△、×）や概要・注意事項（フリー入力）を登録・更新できること。
10	施設担当者機能	ファイル提出機能	担当施設からの報告書等の資料データをシステム管理者宛にアップロード提出できること。
11	施設担当者機能	ファイル受信機能	システム管理者から送られる電子ファイルをダウンロード受信できること。
12	施設担当者機能	パスワード変更	ログインに使用するパスワードを変更できること

(2) データ要件

初期構築段階で、以下に示すデータを登録すること。

No	データ名	概要	補足
1	ユーザーID	本市職員および実施施設担当者ユーザーID パスワード情報	本市職員ID数：8 実施施設担当者数：80（※）
2	施設情報	実施施設名、部屋数、施設ロゴ等	本市が取りまとめて提出する

（※）実施施設担当者数は、一時預かりと病児保育を合わせた数。また、今後も増える可能性がある。

3 規模及び性能の要件

(1) 規模要件

- ① 想定利用者数（就学前児童数）：17,138人（令和8年4月1日現在）
（参考）14,044,330PV/年
- ② サイト利用者管理端末数：端末（クライアントPC）10台程度
- ③ システム管理者用端末設置箇所：つくば市こども・保健部幼児保育課内

(2) 性能要件

ウェブサイトは、広く一般に公開し、インターネットからアクセス可能であることから、掲載するコンテンツ等により一時的なアクセスの増加が見込まれる。ウェブサイトへのアクセスが増加した場合であっても、利用者がストレスなく利用できるよう、通常3秒以内にレスポンスがあること。ただし、大量のデータのアップロード、ダウンロード等が見込まれる処理については、事前に本市と協議を行うこと。

4 情報セキュリティ要件

ウェブサイトの構築に当たっては、つくば市情報セキュリティ対策ポリシーを順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。

(1) アクセス制御

① ユーザー承認

ウェブサイトのコンテンツの更新やサイト管理等を行う職員等について、ユーザーごとにIDを発行し、ユーザーID及びパスワードによる認証を行うこと。

② 権限制御

ユーザーの担当する業務及び役割等によって、ユーザーごとにアクセス権限が設定でき、ユーザーのアクセス権限に応じ、利用可能な機能の制御が行えること。なお、アクセス権限は概ね以下を想定しているが、詳細については受託者と協議のうえ、決定することとする。

ユーザー区分	権限
システム管理者 (幼児保育課の職員を想定)	基本マスタ（ユーザー情報、実施施設情報）の登録、変更、削除のほか、公開内容の編集などシステム全般のメンテナンスが行える。
保守担当者（受託事業者）	システム管理者と同等の権限。併せて障害の発生時の対応およびセキュリティリスクに関するメンテナンスを可能とすること。
システム利用者 (実施施設職員を想定)	自身が所属する実施施設情報および空き情報を更新できること。併せて月次報告書の登録および市からの通知連絡の確認ができること。
一般利用者（市民等）	コンテンツの閲覧のみ可能とすること。（アクセス制限なし）

③ パスワード管理

(ア) パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた8文字以上の文字列を設定できること。

(イ) パスワードは、ユーザー自身が任意のタイミングで変更でき、システム管理者において、パスワードの有効期間を設定できること。

(ウ) パスワードを不正利用されないよう、ハッシュ化の技術を用いて保管するなど、適切に管理できること。

④ 不正ログインの防止

(ア) システム管理者として認証が必要な機能には、本市イントラネット接続パソコン又は保守担当者のパソコンの設置場所の接続元グローバルIPのみアクセスとする制御を行い、不特定多数からのアクセスを制限できること。

(イ) 同一のユーザーIDによるログイン試行が5回失敗した場合は、当該ユーザーIDのアカウントロックが掛かること。なお、アカウントロックはシステム管理者が解除できることとする。

(ウ) システム利用者として認証が必要な機能については、ユーザーIDとパスワードによる認証を行うこと。なお、実施施設からのアクセス制御について、利便性を損なわずセキュリティを高める機能がある場合は提案すること。

(2) 通信

① 全てのページについて、TLS1.2以降により暗号化すること。

② サーバ証明書等、通信の暗号化に当たり必要なものは受託者が用意すること。

③ 使用するSSLサーバ証明書は、パブリック認証局で発行されたものとする。

(3) ログの取得

- ① ウェブサイトのアクセスログを取得すること。
- ② 認証が必要な機能の操作については、ユーザーID ごとに操作ログを取得することとし、取得した操作ログは、システム管理者がウェブサイトの画面から確認できること。
- ③ 取得したログは1年間保存し、必要に応じて調査・分析できること。

(4) バックアップの取得

- ① 定期的にデータのバックアップを取得し、復旧を可能とすること。
- ② 障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順等を備えること。
- ③ 保存データの暗号化を行うこと。
- ④ サーバ証明書等、通信の暗号化に当たり必要なものは受託者が用意すること。
- ⑤ 使用するSSLサーバ証明書は、パブリック認証局で発行されたものとする。

(5) 不正プログラム対策

- ① サーバには、ウイルス対策ソフトを導入すること。
- ② ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用できるとともに、ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用できること。
- ③ スケジューリングにより、定期的にウイルススキャンを行えること。

(6) 脆弱性対策

- ① 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。
- ② 導入したOSやソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用できること。

(7) 付加機能

NTP（時刻同期）を行うこと。

(8) その他

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「安全なウェブサイトの作り方」などを参考に、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の起こりうるセキュリティ面のぜい弱性に対し、最新の対策をしたうえで導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。

5 システムの拡張性等の要件

(1) 性能の拡張性

将来的にウェブサイトで取り扱うデータ量やページ数が増加した場合であっても、拡張が容易となるよう設計すること。（想定する利用期間5年はサーバ容量やスペック不足による利用料の増額が生じない提案とすること）

(2) 機能の拡張性

今後、新たな機能が追加されることを想定し、機能の追加等が容易となるよう設計すること。

(3) 上位互換性

ウェブサイトで使用するOSやソフトウェアのバージョンアップがあった場合でも、その影響が小さくなるよう設計すること。

(4) システム中立性

- ① 特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられるオープンかつ標準的な技術を採用すること。ウェブサイトの運用保守においても、特定の事業者には依存することなく、他事業者でも変更及び引継ぎが可能であること。
- ② ウェブサイトの移行が必要となった場合に、円滑にデータ移行ができるよう、ウェブサイト管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。

6 システムの稼働環境

(1) 全体構成

- ① ウェブシステムは、ISMAP クラウドサービスリストに登録されている IaaS サービス上で稼働させること。提案書に提案するサービス名および内容を明記すること。
- ② ウェブサイトの構築、運用保守に当たり追加で必要となるソフトウェア、モジュール及びプラグイン等の導入、設定、運用保守及びそれに伴うウェブサーバの設定については、受託者があわせて行うこと。なお、OSは脆弱性対応パッチ等が提供される有償のものとする。
- ③ ウェブシステムは次のクライアント要件をサポートすることとし、レイアウトやデザインの崩れが生じないこと。また、利用者のブラウザに対して新たなプラグイン等のインストールを求めるアプリケーションは使用しないこと。

システム管理者 (本市イントラネット 接続パソコン環境)	OS : Microsoft Windows 11 以降 ブラウザ : Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome 等の主要なブラウザのシステム構築時点における最新版において正常に動作すること。
システム利用者 (施設担当者パソコン等)	OS : Microsoft Windows 11、macOS、Android、iOS ブラウザ : Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome のシステム構築時点における最新版
一般利用者 (市民等のパソコン、 モバイル端末等)	ブラウザ : Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari のシステム構築時の最新版および1世代前のバージョン

(2) ソフトウェア要件

- ① 修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を使用すること。
- ② システム構築時点において、安全性及び安定性を確認した最新バージョンを導入すること。

(3) ネットワーク要件

- ① イントラネットパソコンからウェブサーバへの接続は、本市既存ネットワークを使用すること。
- ② アプリケーション保守又はコンテンツ更新を目的としたウェブシステムへの保守受託者からの接続は、受託者事業所内の保守用専用端末で行うこと。
- ③ アプリケーション保守又はコンテンツ更新をリモートで行う場合は、接続元 I P アドレス制限機能により許可されたもののみが可能となるように構築すること。なお、事業者の執務室など、アプリケーション保守又はコンテンツ更新を行う作業環境においては、 I D カード又は生体認証等による入退室管理を行うなど、権限のない者がアクセスできないよう適切な措置を講じること。

(4) ドメイン名要件

本システムを提供するウェブサイトのドメインは、本市が提供する「city.tsukuba.lg.jp」など、公式ウェブサイトのサブドメイン名を使用する予定である。

(5) 市民向け空き情報ページのアクセシビリティ要件

高齢者や障害者を含めた誰もが支障なくウェブサイトを利用できるよう、「つくば市ホームページ運用ガイドライン」及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を踏まえ、ウェブアクセシビリティに配慮し、JIS X 8341-3 : 2016 および最新の改正版における達成レベル AA の規準を確保すること。

7 テスト要件

ウェブサイトについて、単体テスト、結合テスト、総合テストなど必要と考えられるテストとその手法をテスト計画書として取りまとめ、本市の承認を得たうえで、テストを実施すること。また、テスト結果は、テスト結果報告書として取りまとめ、本市の承認を得ること。

8 運用の要件

(1) 運用体制

- ① ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備すること。
- ② 運用体制、連絡体制を明確にした運用体制図を作成し、提出すること。また、運用体制に変更があった場合は、速やかに運用体制図を更新し、提出すること。

(2) 作業内容

- ① ウェブサイトの稼働時間は、24 時間、365 日とする。
- ② ウェブサイトの稼働状況、アクセス状況、リソース状況等について、定期的に確認すること。
- ③ ウェブサイトの稼働状況を日時で確認を行い、課題が生じた場合は、必要に応じて報告を行うこと。
- ④ メンテナンス等のため、ウェブサイトを停止する必要がある場合は、事前に本市の承認を得

ること。計画的な停止は2週間前までに通知し作業日を本市の許可を得ること。

(3) 手順書等の整備

- ① ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用手順書を作成し、提出すること。
- ② ウェブサイトにおいて障害等が発生した場合に、速やかに初動対応や保守担当者への連絡等が行えるよう、夜間、休日を含む緊急時の連絡先等を含めた緊急時対応手順書を作成すること。

(4) 障害対応

- ① 平日（土日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。以下同じ。）の午前9時から午後5時までは、本市から障害の連絡等を受けられる連絡体制を整備すること。
- ② 障害の連絡を受けた又は障害の発生を確認した場合は、速やかに必要な措置を取ることとし、開庁時間内であれば適時報告を行うこと。
- ③ 障害が復旧した場合は、速やかに障害の発生状況、原因、対応等を記載した報告書を作成し提出すること。また、同様の障害が発生することを防ぐ是正措置、予防措置を実施すること。

9 保守の要件

(1) ソフトウェア保守

- ① 導入したソフトウェアにおけるぜい弱性の有無の確認を行うとともに、ソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、ウェブサイトへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。また、修正プログラムの適用状況については本市に報告すること。
- ② 市民向けページの軽微な変更については、保守契約業務の範疇として対応すること。なお、パソコンやスマートフォン等のOSやブラウザのバージョンアップに伴い、ページの表示崩れなどが発生した場合は、保守の範囲として対応すること。
- ③ 導入したソフトウェア、モジュール、プラグイン等の変更にあわせてウェブサーバの設定変更が必要な場合は、保守の範囲として対応すること。
- ④ 不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。

(2) 不正プログラム対策

- ① ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用すること。
- ② ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。
- ③ スケジューリングにより定期的にウイルススキャンを行うこと。

10 実施体制等の要件

(1) 実施体制

- ① 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ② 本業務の実施に当たっては、受託者においてプロジェクトマネージャを設置し、プロジェクトの進行管理を行うこと。

③ 本市との窓口はプロジェクトマネージャが行うこと。

(2) 管理方法

① 本業務の作業開始に当たり、契約後速やかにプロジェクト実施計画書を作成して提出し、本市の承認を得ること。また、本契約期間中にプロジェクト実施計画書で定めた事項に変更があった場合は、速やかに変更の連絡を行い、本市の承認を得ること。

② プロジェクト実施計画書に従い、本業務の作業管理（進捗管理、変更管理等）を行うこと。

③ 作業中に生じる問題整理やその解決に向けて適切な課題管理を行うこと。

④ 会議を実施した際には、会議後1週間以内に議事録を作成し、提出すること。

(3) 作業場所等

① 作業場所及び開発環境等必要な機材については、受託者において用意すること。

② 本市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

③ 本市庁舎において作業を実施する場合は、作業内容及び作業日程、作業時間について、事前に本市の承認を得ること。

11 制約条件

(1) 作業の実施場所は、本市が指定し、又は許可した場所で実施しなければならない。

(2) 本市のネットワークに、外部から接続することはできない。

(3) 本市のネットワークに、許可されていない端末を接続することはできない。

(4) 令和9年(2027年)1月31日までに、システムの導入を完了し、検収を受けなければならない。

(5) 導入に必要な設定変更作業は、本市と調整のうえ実施すること。

12 システムの操作支援

(1) 運用開始までに、システム利用者及びシステム管理者に向けた操作説明会をそれぞれ実施すること。オンラインの説明会も可とする。

(2) 説明会の日程については、委託者を協議の上、決定する。

(3) 説明会を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

(4) 説明会の際は、本市の運用に合わせた操作手順書（利用者用・管理者用の両方）を準備し納品すること。システムのバージョンアップなどで、操作方法が変更となる場合には、最新の手順書を提供すること。

13 委託費の支払いについて

(1) システム導入の費用の支払いは、一括払いとし、検査合格後に委託者に請求するものとする。

(2) 運用保守の費用の支払いは、月払いとし、1月ごとに当該月分の委託費を委託者に請求するものとする。

14 特記事項

- (1) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (2) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- (3) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

15 疑義、協議

本仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて、委託者と協議をして定めるものとする。